

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 武力攻撃の兆候等の情報連絡

会社は、武力攻撃の兆候等の情報を入手した場合には、速やかに国土交通省への情報連絡を行うとともに、情報連絡のための必要な通信手段の確保、高速道路の安全確認の実施、被害の有無などの情報の迅速な収集を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 政府対策本部等への対応

会社は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）が政府により定められ、内閣に政府対策本部が設置された場合には、政府対策本部を中心とした国民保護措置の推進を図るものとする。

政府対策本部長から政府対策本部の設置及び本省対策本部の長から本省対策本部の設置についての通知を受けたときは、警報の通知に準じて、直ちに支社等にその旨を連絡するものとする。

特定の地域における対策が必要となり、政府が武力攻撃事態等現地対策本部を設置した場合には、会社は必要に応じ、社員を派遣するものとする。

第2 会社武力攻撃事態等対策本部の設置等

1 会社武力攻撃事態等対策本部の設置

会社は、武力攻撃事態等が発生し、政府対策本部及び本省対策本部が設置された場合であって、会社が国民保護措置などを総合的に実施する必要があるときは、直ちに社長を長とする中日本高速道路株式会社武力攻撃事態等対策本部（以下「本社対策本部」という。）を設置するものとする。

本社対策本部は、会社内における国民保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び会社内での共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。

本社対策本部を設置した場合には、支社等に対し、直ちにその旨を連絡するとともに、関係機関に対し、連絡窓口等を連絡するものとする。

2 支社等対策本部の設置

支社等は、本社対策本部が設置された場合であって、所掌に係る国民保護措置などを実施する必要がある場合には、本社対策本部に準じた組織（以下「支社等対策本部」という。）を設置するものとする。

支社等は、支社等対策本部を設置したときは、その旨を本社対策本部に連絡するものとする。

3 対策本部の組織等

この計画に定めるもののほか、本社及び支社等対策本部の組織及び職務代行順などの運営に関する事項については、別に定めるところによるものとする。

第3 情報収集及び報告

1 情報収集及び報告

会社は、武力攻撃事態等が発生し、本社対策本部を設置した場合は、国民保護措置の実施状況、高速道路の被災情報などの武力攻撃事態等に関する情報を迅速に収集し、その情報を

速やかに本省対策本部に報告するものとする。

本社対策本部は、政府及び本省対策本部から武力攻撃事態等の状況、関係機関等の行う国民保護措置の安全確保に関する情報などについて収集を行うとともに、会社内での共有を図るものとする。

2 通信体制の確保

会社は、武力攻撃事態等が発生した場合、直ちに、必要な通信手段の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保するものとし、支障が生じた場合には、応急復旧のために必要な措置を講ずるものとする。

また、直ちに総務省に支障の状況を連絡するものとする。

武力攻撃災害により国民保護措置の実施に必要な通信手段が被害を受けた場合や停電の場合等においては、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じ、バックアップ体制を確保するものとする。

第4 非常参集の実施

会社は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、別に定めるところにより、関係社員に非常参集を行わせるものとする。

第3節 安全の確保

会社は、国民保護措置の実施にあたっては、その内容に応じ、会社の社員等のほか、会社の実施する国民保護措置に従事する者に対して、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制の確立を図るなど、関係機関と連携しつつ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

第4節 関係機関との連携

会社は、国民保護措置の実施にあたっては、本省対策本部及び関係機関と緊密に連携し、的確な実施に努めるものとする。

また、都県知事から国民保護措置の実施に関し要請があった場合は、当該要請の趣旨を尊重し、安全の確保に配慮した上で、必要に応じ、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

第5節 お客様への情報提供

会社は、武力攻撃事態等が発生した場合には、本省対策本部と連携しつつ、国民保護措置の実施状況、高速道路の被災情報等の情報を、報道機関への発表、会社ホームページ、道路交通情報提供施設及び看板などを活用して、お客様に対し、適時かつ適切に提供するよう努めるものとする。

第6節 警報の通知及び伝達

会社は、政府対策本部から本省対策本部を通じ警報の通知を受けた場合には、支社等に対して迅速かつ確実に警報を通知するとともに、お客様に対し、警報を伝達するよう努めるものとする。警報の解除の通知及び伝達については、警報の通知及び伝達に準ずるものとする。

第7節 避難・救援に関する措置

第1 避難措置の指示の通知及び伝達

会社は、政府対策本部から本省対策本部を通じ避難措置の指示の通知を受けた場合には、警報の通知及び伝達に準じて、支社等に対して避難措置の指示の通知を行うとともに、お客様に対し、同措置の指示の伝達に努めるものとする。避難措置の解除の指示の通知があった場合も同様とする。

第2 避難・救援に対する支援

会社は、武力攻撃事態等の発生による、都県の区域を越える避難が生じた場合において、要避難地域の都県と避難先の都県及び避難の経路となる地域の都県との間で避難住民の受入れ、移動時の支援等に関する協議が行われるときには、会社は必要に応じ当該協議に参加するものとする。

また、会社が管理する施設であって、あらかじめ都県知事から避難施設として指定されたものにおいて避難住民の受入れを行うこととなった場合には、会社は、当該避難施設の開設のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第8節 高速道路の適切な管理及び安全確保

会社は、武力攻撃災害が発生したときは、会社が管理する施設について、巡回の強化など、安全確保のための措置の実施に努めるとともに、被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずるものとする。

また、高速道路の安全確保措置を講じようとする場合には、必要に応じ、都県警察、消防機関、海上保安庁等に対し助言、資機材の提供、職員の派遣などの支援を求めるものとする。

第9節 交通の管理

会社は、機構及び都県警察と連携して、交通規制及び道路の通行禁止等の必要な措置を講じるとともに、同措置を行った場合には、直ちにお客様に周知徹底を図るものとする。

第10節 隣接施設災害への対処

会社は、隣接施設等への武力攻撃災害の通報を受けたときは、直ちに本省対策本部へ連絡を行うとともに、現地に派遣された原子力安全委員等の専門家が行う現場の情報の収集、分析等に対し必要な協力を行うものとする。

第11節 安否情報の収集

会社は、お客様又はグループ会社及び委託契約会社等から安否情報を収集した場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

また、安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。